

# 令和元年度事業報告書

## 1 法人の概況

### (1) 設立趣意

県内における社会経済活動の発展と生活水準の向上に伴い排出される多種・多様で、かつ大量の廃棄物の適正な処理は、環境を保全する上で、極めて重要な課題である。

本来、廃棄物の処理は、事業者において処理されるべきであるが、土地が高密度に利用されているという事情等により、廃棄物の最終処分場の確保等については、事業者の個別的対応による解決が困難となっている。

このため、広島県において長期的展望に立った適切な公共関与による広域的埋立処分事業が実施されることが強く期待されているところであり、豊かな自然環境と快適な生活環境の保全を図るとともに、産業の振興に寄与するため、産業界、県、市町の協力により、財団法人広島県環境保全公社が設立された。

### (2) 設立年月日

昭和57年4月1日（広島県知事 指令環管第2号許可）

### (3) 一般財団法人への移行認可

平成25年3月19日（広島県知事 指令総務第335号）

### (4) 定款に定める目的

一般財団法人広島県環境保全公社は、廃棄物等を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (5) 定款に定める事業内容

一般財団法人広島県環境保全公社は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 廃棄物の処理及び処分
- イ 廃棄物の処理及び処分事業の受託
- ウ 廃棄物の処理及び処分に関する調査研究
- エ 廃棄物に関する知識の普及及び啓発
- オ 建設発生土の受入、管理及び処分
- カ その他前項の目的を達成するために必要な事業

### (6) 監督機関

広島県総務局

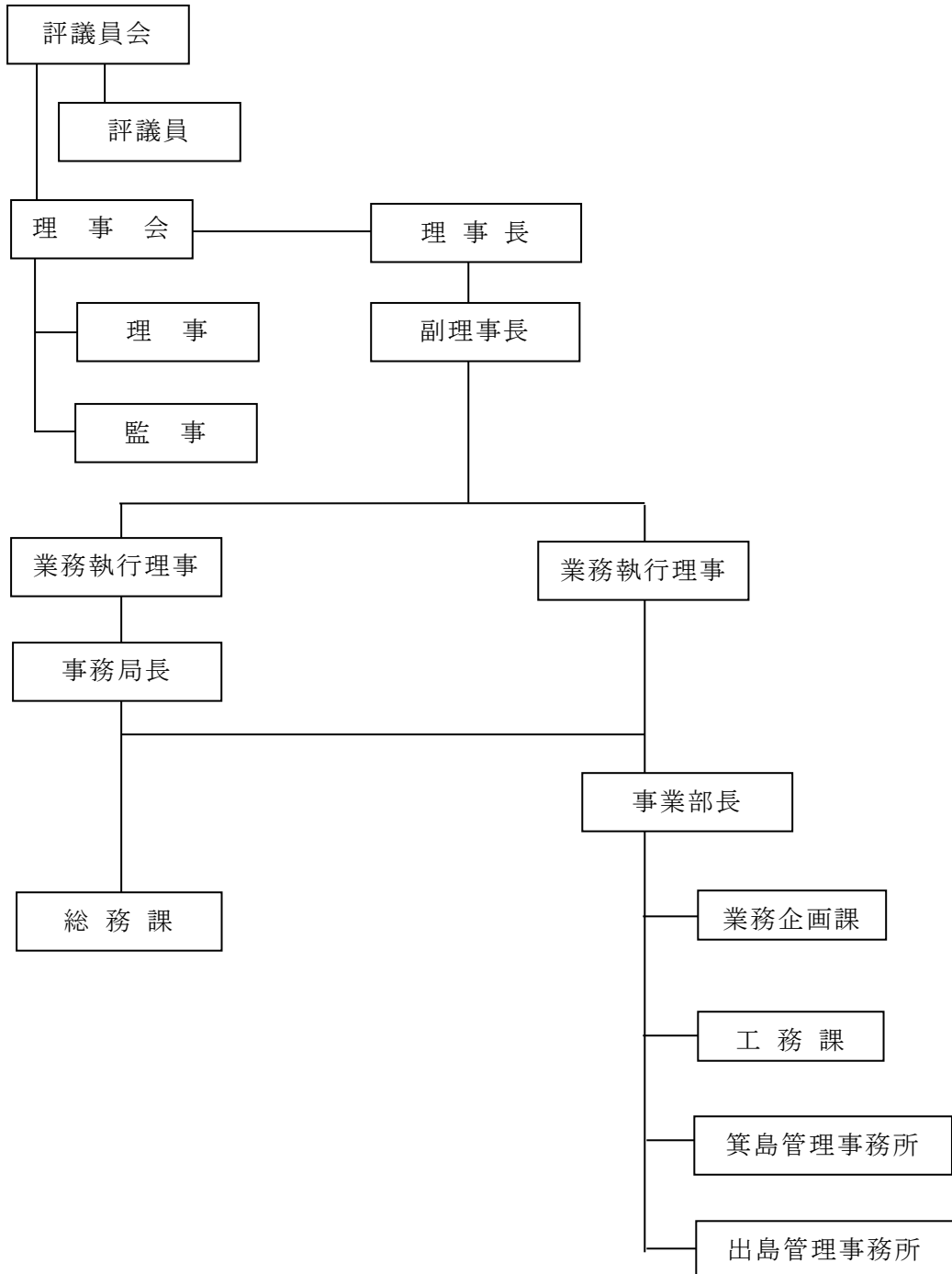
広島市環境局

福山市経済環境局

(7) 主たる事務所

広島市中区中町8番18号

(8) 組織構成 (R2.3.31現在)



(9) 役員等 (R2. 3. 31現在)

ア 総数 20名

評議員 7名

理事 11名

監事 2名

イ 名簿

①評議員

役名	名前	兼職の状況
評議員	今岡 務	広島工業大学 環境学部 教授
評議員	西村 和之	公立大学法人県立広島大学 生命環境学部 教授
評議員	重藤 隆文	広島商工会議所 副会頭 中国電力株式会社 取締役常務執行役員
評議員	松本 茂太郎	福山商工会議所 副会頭 山陽染工株式会社 代表取締役会長 福山瓦斯株式会社 代表取締役社長 中国紡織株式会社 代表取締役会長
評議員	田辺 昌彦	広島県 副知事
評議員	和田 厚志	広島市 環境局長
評議員	塚本 裕之	福山市 経済環境局長

②理事・監事

役名	名前	兼職の状況
理事長	中山 雅文	常勤
副理事長	植野 実智成	広島商工会議所 専務理事
業務執行理事	河野 行信	常勤 事務局長
業務執行理事	梅村 幸平	常勤 事業部長
理事	森永 智絵	広島県 環境県民局長
理事	山本 貴弘	広島県 土木建築局 空港港湾部長
理事	坂井 浩明	広島県 公営企業管理者・企業局長
理事	大江 宏夫	呉市 環境部長
理事	高原 茂嘉	尾道市 市民生活部長
理事	柳 曾隆行	呉商工会議所 専務理事
理事	小川 智弘	福山商工会議所 専務理事
監事	堀野 和則	廿日市市 副市長
監事	佐々木 輝雄	佐々木会計事務所 税理士

(10) 事務局人員構成 (R2. 3. 31現在)

総数	28名 (理事兼務2名を含む。)
事務局長	1名 (業務執行理事兼務)
事業部長	1名 (業務執行理事兼務)
総務課	4名 (課長, 主任専門員2, 専門員)
業務企画課	4名 (課長, 担当課長, 参与2)
工務課	2名 (課長, 担当課長)
箕島管理事務所	4名 (所長, 参与3)
出島管理事務所	12名 (所長, 副所長, 課長, 主任専門員, 専門員, 参与7)

(11) 許認可等に関する事項

ア 登記事項

登記年月日	登記事項
平成 31. 4. 12	理事の辞任 (平成 31. 3. 31) 万徳良男
令和元. 6. 28	理事の辞任 (令和元 3. 6. 13) 森田隆博 理事の就任 (令和元. 6. 13) 梅村幸平, 高原茂嘉
令和元. 11. 28	評議員の辞任 (令和元. 6. 26) 渡部伸夫 評議員の就任 (令和元. 10. 23) 重藤隆文 理事の辞任 (令和元. 7. 8) 宮津智文 理事の就任 (令和元. 10. 23) 山本貴弘
令和 2. 3. 24	理事の辞任 (令和元. 11. 1) 中野正氣 理事の辞任 (令和元. 11. 11) 谷村武士 理事の就任 (令和 2. 2. 7) 植野実智成 理事の就任 (令和 2. 2. 7) 柳曾隆行 代表理事の辞任 (令和元. 11. 11) 谷村武士 代表理事の就任 (令和 2. 2. 14) 植野実智成

イ 監査等に関する事項

年月日	事 項
令和元. 5. 13 5. 14	一般財団法人広島県環境保全公社監事の監査 (1) 平成30年度決算 (2) 平成30年度公益目的支出計画実施報告書 (3) 平成30年度資金管理者の業務状況調査

ウ 許可等

年月日	事 項
令和元. 6. 28	広島県知事へ「公益目的支出計画実施報告書等」を提出
令和元. 12. 23	広島市へ一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設に係る変更届並びに産業廃棄物処理業に係る変更届出書提出（役員の変更）
令和元. 12. 25	福山市へ一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設に係る変更届並びに産業廃棄物処理業に係る変更届出書提出（役員の変更）
令和2. 3. 2	広島市長へ一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設に係る変更届並びに産業廃棄物処理業に係る変更届出書提出（施設の構造等の変更）

## 2 事業の状況

### (1) 事業の実施状況

県内における廃棄物の埋立処分量は近年、循環型社会への移行の中で廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルなどが進み減少しているものの、最終的にこれらの廃棄物を適正に処理することは、ますます重要な課題となっている。

一般財団法人広島県環境保全公社は、県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図ることを目的として、昭和57年4月に設立され、以来38年にわたって事業を展開し、着実に成果を上げている。

令和元年度に実施した事業の概要は、次のとおりである。

#### [普及啓発等事業]

##### ア 廃棄物啓発イベントの関係

###### (ア) 「環境の日」ひろしま大会への参加

環境月間の6月に環境保全についての理解や関心を高めるため6月9日に開催された「『環境の日』ひろしま大会」に参加した。入場者数は約3,700人であった。

###### (イ) 「はつかいち環境フェスタ」への参加

10月6日、廿日市市新宮中央公園（けん玉公園）において「はつかいち環境フェス

タ2019」を共催し、公社紹介パネルの展示、環境クイズの出題及び啓発用品の配布等の啓発活動を行った。入場者数は約3,000人であった。

(ウ)「ふくやま環境フェスタ」への参加

10月20日、福山市箕沖町の福山リサイクルプラザにおいて「ふくやま環境フェスタ2019」を共催し、公社紹介パネルの展示、環境クイズの出題及び啓発用品の配布等の啓発活動を行った。入場者数は約2,800人であった。

イ 啓発用物品の展示・配布

公社事業の広報及び廃棄物に関する知識の普及・啓発を図るため、県・市等が実施する廃棄物に関する啓発行事に参加し、公社で作成した啓発用物品等を展示・配布した。

ウ 環境経営への取組

埋立事業の実施に当たっては、地球環境や地域環境の保全に万全を期した経営に取り組んでいるところであり、本社においては平成16年に、箕島管理事務所においては平成18年に、ISO14001（環境管理の国際規格）認証を取得した。

その後、平成29年度からは出島処分場を含む公社全体として、環境認証取得に取り組み、認証規格は、エコアクション21（環境管理の国内規格）に移行した。

令和元年5月には、平成30年度の取組を環境活動レポートにとりまとめ、公表した。

令和元年9月には、初めての更新審査を受け、令和元年10月6日付で更新登録された。

引き続き取組内容を継続的に改善し、廃棄物の埋立処分等の事業活動に伴う環境負荷の継続的な低減に努める。

**[提案型調査研究助成事業]**

ア 提案型調査研究助成事業

廃棄物の処理及び処分等に係る調査研究について、公社の提示課題及び県内の大学等からの応募課題に係る調査・研究に要する費用を助成するもので、事業の審査会を令和元年5月31日に実施し、助成対象テーマを次のとおり決定した。

・研究機関企画テーマ

「海面処分場の適正管理と早期安定に向けた技術開発」（広島大学環境安全センター）

**[五日市地区廃棄物等埋立処分事業]**

ア 事業内容

五日市処分場については、平成21年3月に埋立終了し、廃止に向けてガス抜き管や観測井戸等を設置し維持管理を行ってきた。一時、監督官庁である広島市と廃止基準の解釈に相違があり手続きが進んでいなかったが、双方で擦り合わせを行いながら、平成

30年4月から廃止に向けて1年間の環境調査を継続してきたところである。

平成31年1月には、環境調査が終了し、廃止基準に適合していると判断されるため、3月7日に廃止確認申請を行い、令和元年8月2日に廃止確認を受けた。

その後、維持管理に必要なため賃借していた余水処理施設は、薬液の廃棄及び清掃を行って広島県へ返還し、公社が設置したガス抜き管及び観測井戸等の資産は、広島県からの依頼により、広島県へ無償譲渡し、五日市地区廃棄物等埋立処分事業は終了した。

#### イ 廃棄物処分場に係る検査・調査

廃止確認を受けるまでの間、処分場内の保有水、放流水及び周辺海域の水質検査を実施した。その結果、異常は認められなかった。

### [広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業]

#### ア 事業内容

##### (ア) 事業実施場所

広島市南区出島四丁目1番4号

##### (イ) 廃棄物等受入状況

###### a 受入期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

###### b 受入量

区 分		当初計画 A	実績 B	計画実績比 B/A(重量)
受入総量		143,136トン (84,542m <sup>3</sup> )	123,334トン (78,825m <sup>3</sup> )	86%
内 訳	建設残土	37,500トン (15,000m <sup>3</sup> )	8,652トン (4,807m <sup>3</sup> )	23%
	安定型廃棄物 (がれき等)	32,400トン (16,200m <sup>3</sup> )	28,546トン (14,273m <sup>3</sup> )	88%
	管理型廃棄物 (汚泥, 燃え 殻, 鋳さい)	31,233トン (23,892m <sup>3</sup> )	38,740トン (27,672m <sup>3</sup> )	124%
	一般廃棄物 (燃え殻, 災害 廃棄物等)	42,004トン (29,449m <sup>3</sup> )	47,396トン (32,073m <sup>3</sup> )	113%

###### c 利用事業所数 66事業所

#### イ 災害廃棄物受入体制整備事業の実施

##### (ア) 概要

平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処分するため、平成 31 年 3 月に整備した新設台船等を活用し、災害廃棄物の受入を実施した。

(イ) 災害廃棄物の受入状況

受入期間：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月

受入市町：呉市，東広島市，江田島市，海田町，熊野町及び坂町

受入数量：40,720 トン

(ウ) 新設台船（開放型）での主な環境保全対策

受入管理の徹底

投入時の飛散状況の監視

散水等による飛散防止対策の実施

強風や大雨時の受入・投入作業の中止

(エ) 今後の新設台船の活用

令和 2 年 4 月から広島市の焼却灰の受入等により処分量が増加することから、地元の理解を得ながら、2 台の台船を活用して埋立処分を行う。

《参考》出島処分場の 2 台の台船（令和元年 11 月撮影）



ウ 出島処分場事業連絡調整協議会への参画

令和元年度においては、協議会が7月，10月，1月及び3月の年4回開催された。

出島処分場における災害廃棄物受入台船の整備について説明するとともに、廃棄物等



の受入状況や管理・運営状況等を説明し、了解された。

エ 廃棄物等処理事業に係る検査・調査

(ア) 管理型廃棄物抜取検査

受入基準の適合状況を確認するため、67件の抜取検査を実施した。

その結果、1検体が受入基準を超えていたため、搬入物はすべて持ち帰らせた。

基準超過項目：鉛

(イ) 水質検査

処分場内の余水及び放流水の状況を把握するため、水質検査を実施した。

余水の検査結果は、異常は見られなかった。放流水の検査結果は、全ての項目で下水道の受入基準に適合していた。

また、処分場周辺海域への影響を把握するため、海域の水質調査を実施した。

調査の結果、海域への影響は認められなかった。

オ 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場の広報活動

処分場の利用促進について説明会を3回実施するとともに、企業訪問等により利用を働きかけた。また、処分場視察者への事業説明等の広報活動を実施した。

[箕島地区産業廃棄物等処理事業]

ア 事業内容

(ア) 事業実施場所

福山市箕沖町107番1

(イ) 廃棄物等受入状況

a 受入期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

b 受入量

区 分		当初計画 A	実績 B	計画実績比 B/A(重量)
受入総量		28,576トン (20,209m <sup>3</sup> )	48,740トン <sub>3</sub> (36,529m)	171%
内 訳	建設残土	5,000トン (2,778m <sup>3</sup> )	3,567トン <sub>3</sub> (1,982m)	71%
	安定型廃棄物 (がれき等)	5,879トン (2,939m <sup>3</sup> )	4,571トン <sub>3</sub> (2,286m)	78%
	管理型廃棄物 (汚泥, 燃え 殻, 鋳さい)	15,015トン (10,789m <sup>3</sup> )	36,039トン <sub>3</sub> (25,742m)	240%
	一般廃棄物 (燃え殻, 災害 廃棄物等)	2,592トン (3,703m <sup>3</sup> )	4,563トン <sub>3</sub> (6,519m)	176%

c 利用事業所数 145事業所

イ 廃棄物等処理事業に係る検査・調査

(ア) 管理型廃棄物抜取検査

受入基準の適合状況を確認するため、63件の抜取検査を実施した。

その結果、受入基準の超過はみられなかった。

(イ) 水質検査

処分場内の余水及び放流水の状況を把握するため、水質検査を実施した。

放流水等の検査結果は、全ての調査回次、全ての項目で下水道の受入基準に適合していた。

また、処分場周辺海域への影響を把握するため、海域の水質調査を実施した。

調査の結果、海域への影響は認められなかった。

(ウ) 臭気調査

処分場敷地境界で実施した6回の臭気指数の調査は、いずれも規制基準に適合していた。

(エ) 大気中のダイオキシン類調査

処分場敷地境界で実施した2回の調査は、いずれも環境基準値を下回っていた。

ウ 箕島地区廃棄物等処分場の広報活動

処分場視察者への事業説明等の広報活動を実施した。

(2) 重要な契約に関する事項 (令和元年度 (平成31年度) 契約)

契約年月日	契約事項	契約の相手方
平成31.3.8	業務委託契約 —出島— 平成31年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 埋立管理業務	大新土木株式会社 広島営業所
平成31.3.25	業務委託契約 —箕島— 平成31年度箕島地区産業廃棄物処分場 廃棄物等敷均し業務	洋伸建設株式会社
平成31.3.29	賃貸借契約 —箕島— 平成31年度において箕島地区産業廃棄物等処 理事業を実施するための賃貸借契約	広島県公営企業管理者
平成31.4.1	業務委託契約 —出島— 平成31年度出島処分場における災害廃棄物等 の受入れ体制の整備事業に関する委託契約	広島県知事
平成31.4.1	最終覆土業務委託契約 —箕島— 平成28年2月26日付けで締結した「箕島地区 産業廃棄物等処理事業における最終覆土業務に 関する覚書」に基づく契約	広島県公営企業管理者
平成31.4.1	業務委託契約 —箕島— 平成31年度箕島処分場における環境監視・分析 業務	日本総合科学株式会社
平成31.4.1	業務委託契約 —出島— 平成31年度出島処分場における環境監視・分析 業務	中外テクノス株式会社
令和元.9.3	工事請負契約 —出島— 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 搬入道路舗装工事	大之木建設株式会社
令和元.10.7	工事請負契約 —出島— 令和元年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設内部擁壁設置工事	株式会社中尾鉄工所
令和元.11.13	覚書 —出島— 出島処分場における災害廃棄物等の受入れ体制 の整備事業に関する変更覚書	広島県知事
令和2.1.17	物品調達 —出島— 廃棄物運搬車 10トン積密閉型リアダンプ (新車) 1台	UDトラック株式会社 広島カスタマーセンター

※ 対象となる契約 公社運営の基本に係る契約・協定及び契約金額1千万円以上の契約

(3) 理事会・評議員会開催状況

開催年月日等	会 議 名	議 案
令和元. 5. 29	第1回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度事業報告及び計算書類の承認について</li> <li>(2) 平成30年度公益目的支出計画実施報告書等の承認について</li> <li>(3) 平成30年度資金管理業務状況報告, 令和元年度資金管理計画・資金調達計画の承認について</li> <li>(4) 令和元年度定時評議員会の開催及びこれに付議する事項の承認について</li> <li>(5) 一般財団法人広島県環境保全公社規則の一部改正について</li> </ul>
令和元. 6. 13	定時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度計算書類の承認について</li> <li>(2) 理事の選任について</li> </ul>
令和元. 6. 24	第2回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 業務執行理事の選定等について</li> <li>(7) 業務執行理事への使用人兼務の委嘱について</li> <li>(8) 理事長及び副理事長に事故あるときの理事会の招集並びに議長となる者の順位決定について</li> <li>(9) 一般財団法人広島県環境保全公社責任限定契約の締結について</li> </ul>
令和元. 10. 1	第3回理事会 (書面)	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び一般財団法人広島県環境保全公社定款第37条第2項の規定に基づく, 決議の省略の方法において開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 令和元年度臨時評議員会の開催及びこれに付議する事項について</li> <li>(11) 一般財団法人広島県環境保全公社責任限定契約の締結について</li> </ul>
令和元. 10. 16	臨時評議員会 (書面)	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び一般財団法人広島県環境保全公社定款第22条の規定に基づく, 決議の省略の方法において開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 評議員の選任について</li> <li>(4) 理事の選任について</li> </ul>

令和元. 1. 23	第4回理事会 (書面)	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び一般財団法人広島県環境保全公社定款第37条第2項の規定に基づく、決議の省略の方法において開催</p> <p>(12) 令和元年度第2回臨時評議員会の開催及びこれに付議する事項</p> <p>(13) 代表理事及び副理事長の選定について</p> <p>(14) 一般財団法人広島県環境保全公社責任限定契約の締結について</p>
令和元. 2. 7	第2回 臨時評議員会 (書面)	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び一般財団法人広島県環境保全公社定款第22条の規定に基づく、決議の省略の方法において開催</p> <p>(5) 理事の選任について</p>
令和2. 3. 25	第5回理事会	<p>(15) 令和2年度事業計画及び収支予算について</p> <p>(16) 理事長の専決事項の承認について</p> <p>(17) 特定資産（処分場閉鎖準備預金）の振替について</p> <p>(18) 一般財団法人広島県環境保全公社規則の一部改正について</p>

## (4) 正味財産増減の状況及び財産の増減の推移

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	510,599	634,727	600,468	894,757	1,352,737
経常費用	1,012,745	880,411	794,177	918,804	1,049,893
当期経常増減額	△502,146	△245,684	△193,709	△24,047	302,844
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	20,357	2,380	332	90	1,716
当期経常外増減額	△20,357	△2,380	△332	△90	△1,716
当期一般正味財産増減額	△522,503	△248,064	△194,041	△24,137	301,127
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額合計	△522,503	△248,064	△194,041	△24,137	301,127
資産合計	4,641,333	4,430,731	4,242,192	4,467,347	4,835,320
負債合計	152,662	190,123	195,626	444,919	511,765
指定正味財産	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
一般正味財産	4,188,671	3,940,608	3,746,566	3,722,428	4,023,555
正味財産合計	4,488,671	4,240,608	4,046,566	4,022,428	4,323,555

**3 法人の課題**

平成26年6月に10年間の計画で供用開始した出島処分場の搬入量が、当初計画を大きく下回っていることから、継続して搬入量の増加に向けた営業活動等を行いながら、新規に開拓した大口顧客の廃棄物等の受入を精力的に行った。また、平成30年7月豪雨災害による市町からの災害廃棄物の搬入もあり、令和元年度の搬入量は対前年比191%となり、2年連続で大幅な増加となった。

この結果、災害廃棄物処理に係る県からの受託収益もあったことから、経常収益が大幅に増加し、令和元年度は6期振りの黒字決算となった。

しかしながら、出島処分場の累計搬入量は当初計画を大幅に下回っていること及び公社の中長期的な経営を安定的に運営する観点からも、引き続き、搬入量の拡大を図っていくことが課題である。

また、一般財団法人移行に伴い、平成25年12月27日広島県知事から公益目的財産額(※)の確定通知を受けたことにより、当該公益目的財産額を財源として、今後23年間(平成25年から30年間)にわたって公益目的事業(実施事業)を実施する必要がある、事業継続とともに公益目的支出計画の確実な実施が求められている。

(※) 一般法人への移行認可申請書を提出する時点の直近の事業年度決算日の貸借対照表の純資産額を基礎として資産の評価損益を加減算して算定する。この算定された財産額が「公益目的財産額」と定義される。「公益目的支出計画」は、この「公益目的財産額」を零にするまでの計画である。(出典：2012 公益法人関連用語集（公益法人協会）)

#### 4 業務の適正を確保するための事項

業務の適正を確保するため、次の項目に関する基本方針を決定するとともに、規則の整備やその徹底など、法令やルールを遵守した業務運営に取り組んでいる。

- (1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 監事の職務を補助する使用人及びその独立性に関する事項
- (6) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制